

① 町の情報公開の姿勢と附属機関について

令和6年3月定例会において賛成多数で可決された議員報酬を増額する条例改正案について、採決時に、賛成の立場の議員の討論において「町特別職報酬等審議会が慎重な検討を行った結果の答申であり尊重する」との旨の賛成理由が複数聞かれた。私は反対の立場であったが結果は可決となり、私も増額された報酬を受け取っている以上、町民への説明責任があることから、増額すべきとの答申に至った2回の町特別職報酬等審議会の審議が十分に慎重・公正なものであったかを確認したく、当該審議会の会議録の開示請求を令和7年10月に行った。これに対し、町は同年11月7日に会議録を開示したが、開示されたのは出席者の挨拶や事務局による資料の説明など事務的で末梢的なわずかな部分のみで、それ以外の大部分であり本質的な部分である審議委員各位の意見・発言はほぼ全て黒塗りで非開示とされ、どのような議論および理由によって増額という結論に至ったのかがまったく不明となっている。

この一部非開示については令和8年1月30日に町へ不服審査請求を行っており、今後然るべき審査が行われるものと思われるが、本町の情報開示の姿勢そのものに疑問が感じられ、本町で例年20件前後行われている情報開示請求に適切な対応がなされていないのではないかと危惧されることから、情報公開および町情報公開条例（以下条例）についての本町の認識と、あわせて町特別職報酬等審議会およびその他の町の附属機関の在り方を問う。

- (1) 非開示の理由の一つに「公になることにより、公開されないことを期待して発言した出席者との間の信頼関係を損ない」「会議での率直な意見表明等に対する協力を得ることが困難となり」などとして条例第7条第6号柱書に該当するというものがあったが、町特別職報酬等審議会はそもそも非公開が前提の秘密会扱いのものなのか。そうではなく公開されている会議なのであれば、そこで出席者が「公開されないことを期待して発言する」ということはあり得ないはずであり、この非開示の理由には合理性がないと考えるが、どういうことか。
- (2) 同じく非開示の理由に「特定の個人が識別できるものにあたる」として条例第7条第2号に該当するというものがあるが、審議委員の個人名および肩書は公表されているが、なぜ改めて個人の特定が問題となるのか。もしくは審議委員ではない議員その他の個人の特定にあたる情報だったということか。説明を求める。
- (3) 同様に「公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる」ため条例第8条第2項に該当することを非開示の理由に挙げているが、行政文書は原則公開であることに鑑みれば、この「おそれ」は単に行政機関においてそのおそれがあると判断するだけではなく、客観的かつ具体的な危機性・可能性があることを要するとする判決がある（平成26年12月11日大阪地裁）。本件の「おそれ」について、誰がどのような理由で判断したのか。判断に至った客観的かつ具体的な危機性・可能性があるならば、それはどのようなものか。
- (4) 町特別職報酬等審議委員会は町の附属機関であり、委員は第2号特別職公務員で報酬の支給を受ける立場であり「私人」ではない。そのような立場でありながら、所属する附属機関の公式な会議において、公開されることで自己に利益・不利益を被ったり不都合があるような発言を行うこと自体に問題があると考え、本町の附属機関の委員等の人選および会議の運営に見直すべき点があるのではないか。
- (5) 今回の開示請求がこのような理由で大部分が非開示になるということは、今

	<p>後の町特別職報酬等審議会も同様になるということであり、この先も永劫に本町では、どれだけ町三役や議員の報酬が上がろうと、それがどのような根拠・議論によってその結論に至ったのかを町民も、当の議員すらも知ることができないということになる。そのような国民の「知る権利」を軽視した不透明な行政運営は到底町民の理解と信頼を得られないと考えるが、町長は問題ないと考えているのか、それとも改善が必要と考えるか。</p>
--	--